

東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第71条の2第2項の規定に基づき、<u>文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」の事業により実施される東京農工大学「グリーン・クリーン食料生産を支える実践科学リーディング大学院の創設」プログラム</u>(以下「本プログラム」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(プログラム責任者)</p> <p>第3条 本プログラムに、<u>プログラム責任者</u>を置き、理事(教育担当)をもって充てる。</p> <p>2 <u>プログラム責任者は、本プログラムの実施に関して責任を持つ。</u></p> <p>(プログラムコーディネーター)</p> <p>第4条 本プログラムに、<u>プログラムコーディネーター</u>を置き、本学の教授である者から学長が指名する。</p> <p>2 <u>プログラムコーディネーターは、本プログラムの企画及び運営に関する業務を総括する。</u></p> <p>3 <u>プログラムコーディネーターの任期は、本プログラムの事業期間終了までとする。その後の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第71条の2第2項の規定に基づき、<u>博士課程教育リーディングプログラム</u>(以下「本プログラム」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(プログラム統括責任者)</p> <p>第3条 本プログラムに<u>統括責任者</u>を置き、理事(教育担当)をもって充てる。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	

ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 事業期間終了後のプログラムコーディネーターの選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。

(リーディングプログラム タスクフォース)

第5条 本プログラムの運営は、大学戦略本部の下に設置されるリーディングプログラム タスクフォース (以下「TF」という。)において実施する。

2 TFは次の各号に掲げる業務を統括する。

(1) 本プログラムにおけるリーダー育成に向けた企画及び立案に関すること。

(2) 本プログラムにおける教育プログラムの策定及び実施に関すること。

(3) 本プログラム推進に向けた教職員のスキルアップ支援に関すること。

(4) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。

(5) 学内関係部局との連絡調整に関すること。

(6) 第9条に規定するステアリングコミティーとの連絡調整に関すること。

(7) 本プログラムに従事する特任教員の人事に関すること。

(8) 本プログラムにおける事業計画の策定及び執行に関すること。

(9) その他 プログラム責任者が必要と認めた事項に関すること。

(リーディングプログラム 運営委員会)

第4条 本プログラムの運営は、教育・学生生活委員会の下に設置されるリーディングプログラム 運営委員会 (以下「委員会」という。)において実施する。

2 委員会は、次の各号に掲げる業務を統括する。

(1) 本プログラムにおけるリーダー育成に向けた企画及び立案に関すること。

(2) 本プログラムにおける教育プログラムの策定及び実施に関すること。

(3) 生物システム応用科学府食料エネルギーシステム科学専攻の人材育成に係る支援及び連携に関すること。

(4) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。

(5) 学内関係部局との連絡調整に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(6) その他 第6条に規定する委員長が必要と認めた事項に関すること。

第6条 TFは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) プログラム責任者
- (2) プログラムコーディネーター
- (3) 事務局長
- (4) 各学府から選出された教員 各2人
- (5) その他プログラム責任者が必要と認める者

2 前項第4号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 TFに 主査を置き、プログラム責任者をもって充てる。

2 TFに副主査を置き、プログラムコーディネーターをもって充てる。

3 主査は、TFを招集し、その議長となる。

4 主査に事故があるときは、副主査がその職務を代行する。

5 TFは、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 主査は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

第5条 委員会 は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 工学府から選出された教員 2人
- (2) 農学府から選出された連合農学研究科を兼務する教員 2人
- (3) 生物システム応用科学府から選出された教員 1人
- (4) その他次条に規定する委員長が必要と認める者
(削る)

2 前項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に 委員長を置き、前条第1項第3号に掲げる委員をもって充てる。

(削る)

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(実践型研究人材養成拠点)

第8条 東京農工大学連携リング規程(以下「連携リング規程」という。)第9条第1項及び第2項の規定に基づき置かれる実践型研究人材養成拠点(以下「拠点」という。)に所属する教員は、本プログラムの教育・研究業務に携わる。

2 拠点はTFと連携の上、本プログラムを運営・実施する。

3 連携リング規程第10条の規定に基づく拠点長は、プログラムコーディネーターをもって充てる。

4 拠点における本プログラムの教育・研究業務の重要事項について、審議及び企画するため、次の各号に掲げるワーキンググループを置く。

(1) 教育企画ワーキンググループ

(2) 入試広報ワーキンググループ

(3) 産学官連携ワーキンググループ

(4) 国際交流ワーキンググループ

(5) その他拠点長が必要と認めるワーキンググループ

5 前項に規定するワーキンググループは、各学府に設置されている関連委員会と連携を図り、当該重要事項について、審議及び立案する。

(ステアリングコミッティー)

第9条 本プログラムの運営に学外のプログラム担当者を参画させるため、ステアリングコミッティーを置く。

2 ステアリングコミッティーは、本プログラムの連携機関のプログラム担当者から選出し組織する。

(削る)

(削る)

3 ステアリングコミティーは、次の各号に掲げる事項について参画する。

- (1) 本プログラムの運営に関する事項
- (2) 本プログラムの教育課程、教育方法に関する事項
- (3) 本プログラム学生の選抜、成績評価及び学位審査に関する事項
- (4) その他本プログラムの運営に必要な事項

4 ステアリングコミティーに関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第10条 本プログラムの点検・評価を行うため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、点検・評価を行う。

- (1) 本プログラムの運営に関する事項
- (2) 本プログラムの事業計画に関する事項
- (3) 本プログラムの学位審査に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

3 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 本プログラムに関する事務は、学務部学生総合支援課、学務部国際交流課、研究推進部研究支援課及び関係部署の協力を得て学務部学生総合支援課教育支援室が処理する。

2 前項に定めるほか、本プログラムの地区事務に関する業務は、府中地区事務部及び小金井地区事務部がそれぞれ処理する。

(削る)

(事務)

第7条 本プログラムに関する事務は、学務課、学務課国際交流室、研究支援課及び関係部署の協力を得て学務課教育支援室が処理する。

2 前項に定めるほか、本プログラムの地区事務に関する業務は、府中地区事務部及び小金井地区事務部がそれぞれ処理する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。